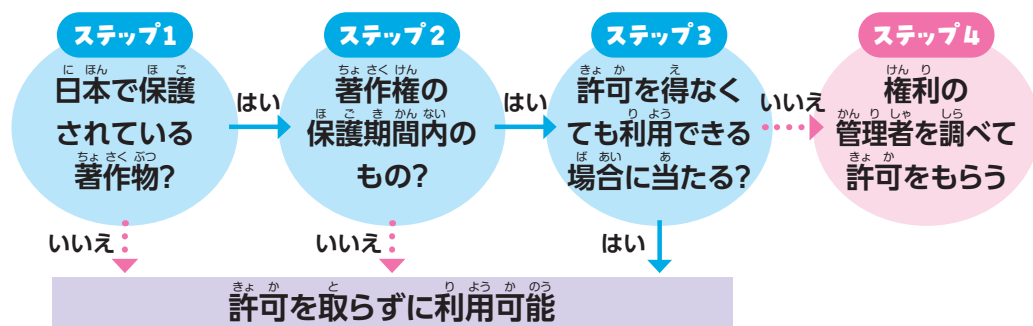


6 他人の著作物を使うときは、 どうすればいいの？

日本で著作物を使う場合は、 日本の法律に従う

ここまで海賊版について説明するときに、「許可を取らずに」「無断で」など書いてきましたが、いったい許可を取るために、どんな手順を踏めばいいのでしょうか。ここで、かんたんに解説します。

■ 著作物を利用する際には以下をまず確認しよう



ステップ1 日本で権利が保護されているものか確認

著作権の内容は、各国の著作権法で定められていますが、海外の作品でも日本で利用する場合、日本の著作権法に従います。まず、以下の3つを確認しましょう。これらのいずれにも当てはまらない場合は、原則として日本では許可を取らずに利用することができます。

- 日本国民が作った著作物
- 日本国内で最初に発行された著作物
- 条約によって日本が保護する義務を持つ著作物（ベルヌ条約、万国著作権条約などの加盟国の著作物。ほとんどの国の著作物はこれに当たります）



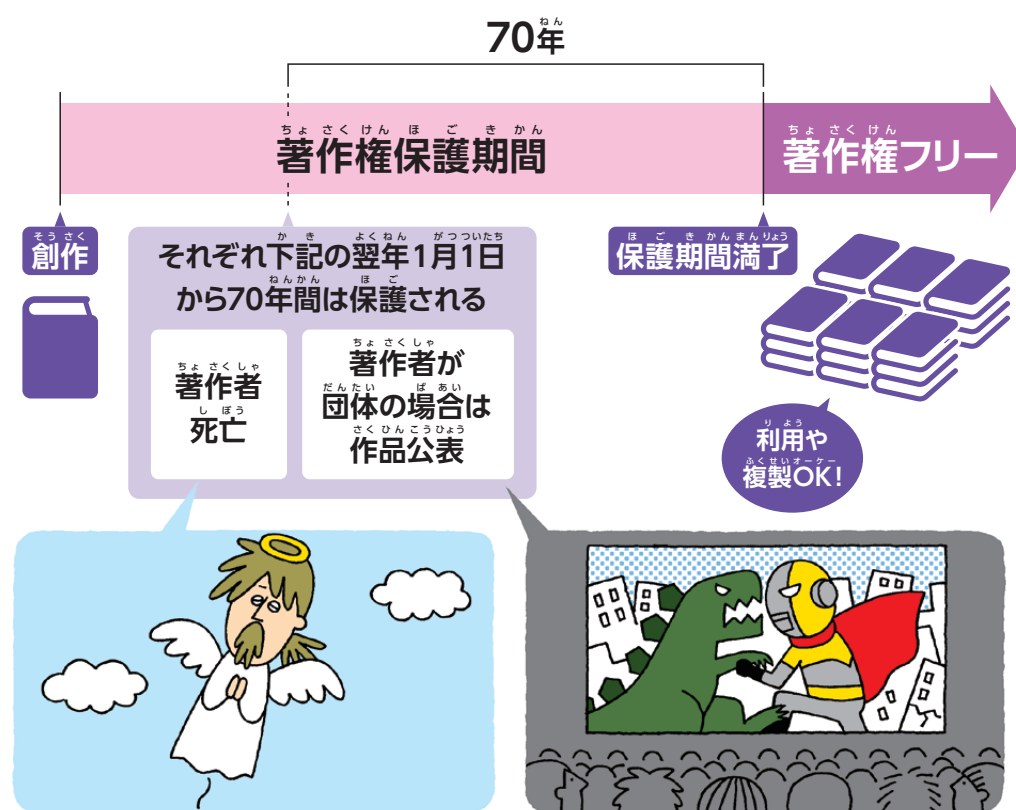
ひとが創作した表現は著作物と呼ばれ、それを利用するためには許可が必要なことはわかりました。ここでは利用する際に、どんなことに気をつけるべきで、どんな手順が必要か見ていきましょう。

ステップ2 著作権の保護期間内のものか確認

著作権は永久に保護されるわけではなく、一定の期間をすぎれば権利はなくなります。著作権が消滅した著作物は、社会全体の共有財産として自由に利用できるのです。許可を取らずに利用できます。

■ 著作権で守られる期間

著作権の保護期間は著作物が創作された瞬間から始まり、著作者の死後70年間続きます。著作者が個人ではなく団体の場合は、公表後70年が保護期間です。



※著作権の保護期間が満了になっても著作者人格権は存続するので注意が必要。



ルールをやぶると どうなるの？

海賊版の存在が法律の改正にまでつながった

著作権者の権利を保護し、著作物の公正な利用を確保するための法律である現行の著作権法は、旧著作権法を全面改正し、1970年に制定されました。今から50年以上前の法律なので、社会情勢の変化に対応して、これまでも多くの改正を繰り返しています。

近年、インターネット上の海賊版による被害が広がり、その影響は漫画、アニメ、映画、音楽、テレビ番組、写真集・文芸書・専門書、ビジネスソフト、ゲーム、学術論文、新聞など、種類を問わず、広範囲に被害が発生しました。特に漫画の海賊版サイトによる被害額は多大で、権利者は、何千億円以上などと試算しています。

そのため、海賊版対策をより実効性のあるものにするために、著作権法の改正が検討されました。ここでは、特にインターネット上の海賊版対策として2020年に改正された2点について説明します。

改正前からあった著作権侵害への基本的な措置（ と の違いは右ページ参照）

著作権侵害をした者

刑事罰：10年以下の懲役、
1,000万円以下の罰金（親告罪※、併科※も可）

現在または今後の侵害を防ぐための差止請求が可能

損害賠償の請求が可能

不当な利益の返還請求が可能

名誉回復などの措置の請求が可能



※親告罪：告訴をしなければ、犯罪者を罪に問うことができない罪。親告罪の場合、検察官が起訴するためには被害者の告訴が必要。※併科：懲役と罰金の2つ以上の刑罰を同時に科すこと。

著作権法に違反すると、どんな罪に問われるのでしょうか。
2020年に行われた法律改正の解説とともに、
罰則などについて説明します。

改正① リーチサイト規制

これまでの著作権法でも、著作権や権利の管理者の許可を得ずに勝手にインターネット上に漫画や動画をアップロードすることは違法でした。そのため、海賊版データがアップロードされているサイトは、改正前の法律でも取り締まることはできました。けれども、サイトのページ上に海賊版データがあるわけではなく、違法な海賊版データのあるサイトへのリンクだけを掲載し、違法コンテンツへと誘導している「リーチサイト」は、当時の著作権法では取り締まることができませんでした。そこで、急増するリーチサイト対策として、海賊版サイトへのリンク情報を集約して誘導するサイトは、著作権法改正により以下のように規制されることになりました。

ちなみに、ルールをやぶったときの責任は、刑事上の責任と民事上の責任に分かれています。罪を犯したことで「懲役〇年」など国家から刑罰を受けるのが刑事上の責任で、刑事罰と言います（以下の ）。権利を侵害された権利者自身から、違反者に対して、損害賠償等の請求をされるのが民事上の責任となります（以下の ）。

リーチサイトにおける違法コンテンツへのリンク提供者

刑事罰：3年以下の懲役、
300万円以下の罰金（親告罪、併科も可）

現在または今後の侵害を防ぐための差止請求が可能

損害賠償の請求が可能

リーチサイト・アプリにおいて、違法コンテンツへのリンクを放置したサイト運営者・アプリ提供者

刑事罰：5年以下の懲役、
500万円以下の罰金（親告罪、併科も可）

現在または今後の侵害を防ぐための差止請求が可能

損害賠償の請求が可能

映画の不正な複製のもと
となる盗撮をなくすため
に、「映画の盗撮の防止
に関する法律」が作られま
した。これにより、盗撮
映像のインターネット上
での公開やDVDの作成・
販売のみならず、映画館
での映画の盗撮や録音行
為も犯罪となり、盗撮行
為に対しては、10年以下
の懲役、もしくは1,000
万円以下の罰金(または
その両方)が科せられるよ
うになったのです。

この法律を広く認知し
てもらうために作ったの
が、映画館で本編が上映
される前に流れる「NO
MORE映画泥棒」という

キャンペーンCMです。盗撮防止のために最初に作ったのは、「感動が盗ま
れている」と少女が黒い涙を流す映像でしたが、多くの方が見たことがある
のは、映画を盗撮しようとする「カメラ男」を「パトランプ男」が捕まえるも
のではないのでしょうか。この映像は好評となり、第5弾まで作られています。

現在は、映画館以外でも「カメラ男」や「パトランプ男」について問いあわ
せをいただくことが増えたので、「NO MORE映画泥棒」は非常に多くの方
に認知していただいたと思っています。

少し前は映画館で三脚を立てて盗撮をするような人もいましたが、「映画
の盗撮は違法な行為だ」ということが広く知れ渡ったので、この盗撮防止の



映画盗撮防止のキャンペーンとして始まった「NO MORE
映画泥棒」の現在のポスター。

©「映画館に行こう!」実行委員会

キャンペーンは成功だったと言っていると思います。

また、映画を正しく見ていただくために、映画館の利用がさらに広がる
ような試みを行っています。毎月1日は誰でも割引で映画を鑑賞できるよう
にし、夫婦のどちらかが50歳以上だと割引になるキャンペーンなども行い
ました。すでに終了したキャンペーンもありますが、最近ではデジタル映画
鑑賞券を購入する際に、各社が発行しているポイントが使えるようになっ
ています。

Q 読者に伝えたいことは ありますか?

海賊版被害にあっている、いろいろな業界の作品の中でも、映画は特
に多額な製作費がかかって作られているという特徴があります。何千万円、
何億円という製作費がかかります。映画は完成すると、まず映画館で作品
が公開されます。その際に製作者たちに入る報酬は、映画を見にきたお
客さんの鑑賞代金である「興行収入」から、映画館や、映画館と製作会社
をつなぐ配給会社の割り当て分と宣伝費などを引いた金額です。そのため、
興行収入が低ければ製作費が回収できず、赤字になってしまいます。

興行収入の成績は公開が終了した後にも影響します。映画は公開終了
後、DVD化されたり、配信サイトやテレビ局などで配信・放映されたり
します。これを二次利用と言いますが、興行収入が低いと、そうした二
次利用の話が来なかったり、来ても不利な条件になったりするのです。

映画を海賊版で見るということは、製作した人たちに入るお金が減って
しまうということ。その結果、次の作品を作る予算が集められずに、作品
を作り続けることができなくなる可能性があるということです。みなさん
も、好きな映画や好きな俳優がいることでしょう。ぜひ、正しい方法で映
画を楽しんでほしいと思います。そうすることで、映画を作る人たちも収
入を得ることができずし、その結果、みなさんもたくさんの作品を楽し
むことができる。映画を作る側と見る側で良い関係を築くことが、これか
らより良い作品を作り続けることにつながるのです。